町長の交際費の支出に関する基準

(趣旨)

第 1 条 交際費は、町長又は町長が代理として指名する職員が行政執行のため町を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し、基準を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出区分)

第3条 交際費の区分、内容及び金額は、次のとおりとする。

区分	内容	金額
慶祝	記念式典、祝賀会、地域イベント等 の祝金、祝の品などに要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指 定がない場合は10,000円を限度とし て目的、形式、会場等を考慮した額とする。
弔 慰	葬儀等における香典、供花等に要す る経費	香典は10,000円を限度とし、必要に 応じて供花料等について5,000円を限 度とする。
協賛金	各種団体等の活動の趣旨及び目的に 対する賛同を表明するために要する 経費	10,000円を限度とする。
会 費	研修会、会議、懇親会、祝賀会等の 出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指 定がない場合は10,000円を限度とし て目的、形式、会場等を考慮した額とする。
涉外	地場産品の P R , 意見交換、折衝等 の飲食費及び視察来訪などの土産等 に要する経費	目的、内容、相手方等を充分に勘案し、適 切な場所で、必要最小限の参加者となるよ う配慮し、支出額についても、社会通念上 妥当と認められる範囲内とする。
その他	上記以外の交際上に特に支出を必要 とする経費	社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、町政の円滑な運営を図るため特にその必要があると認めるときは、その限度額を超えた額の交際費を支出することができる。

(交際費の見直し等)

第4条 町長は、交際費の支出内容や金額が町民感覚と離れることのないように、社会経済状況 の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見 直しを行うものとする。

附則

(施行月日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。